# 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則 （平成二十年国家公安委員会規則第四号）

## 第一章　総則

#### 第一条（目的）

この規則は、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

#### 第二条（留意事項）

被疑者取調べの監督は、厳正かつ公平を旨として行わなければならない。

##### ２

被疑者取調べの監督に当たっては、被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）その他の関係者の人権に配慮しなければならない。

##### ３

被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

#### 第三条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

被疑者取調べ

###### 二

監督対象行為

#### 第四条（取調べ監督官）

被疑者取調べに関し次項に規定する職務を行う者（以下「取調べ監督官」という。）は、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に置かれる取調べ室に係るものについては警察本部の被疑者取調べの監督業務を担当する課（課に準ずるものを含む。以下「取調べ監督業務担当課」という。）の警察官のうちから警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）が指名する者とし、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては警察署の総務課又は警務課（課の置かれていない警察署にあっては、係を含む。）の警察官のうちから警察署長が指名する者とする。

##### ２

取調べ監督官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

###### 一

第六条第一項の規定に基づき被疑者取調べの状況の確認を行うこと。

###### 二

第六条第三項又は同条第四項の規定に基づき被疑者取調べの中止の要求その他の必要な措置をとること。

###### 三

第八条の規定により巡察官が行う巡察に協力すること。

###### 四

第十条の規定により取調べ調査官が行う調査に協力すること。

###### 五

その他法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項

##### ３

取調べ監督官の職務を行う者及びその職務を補助する者は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

#### 第五条（連絡）

取調べ監督官と捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。

## 第二章　被疑者取調べの監督

#### 第六条（確認等）

取調べ監督官は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。

##### ２

取調べ監督官は、前項の確認を行った場合において、必要があると認めるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに、当該確認の結果を明らかにしておかなければならない。

##### ３

取調べ監督官は、第一項の確認を行った際現に監督対象行為があると認める場合には、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる。

##### ４

前項の場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、取調べ監督官は、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講ずることができる。

#### 第七条（苦情の通知）

警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。

#### 第八条（巡察）

警察本部長は、必要があると認めるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから巡察官を指名し、取調べ室を巡察させるものとする。

##### ２

前項に規定するもののほか、第六条第二項から第四項までの規定は、巡察官が行う巡察について準用する。

#### 第九条（被疑者取調べの状況等の報告）

警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、その指揮に係る被疑者取調べに関し、取調べ状況報告書の写しの送付その他の方法により、当該被疑者取調べの状況について、取調べ監督業務担当課の長を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

##### ２

取調べ監督業務担当課の長又は警察署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、第六条第三項又は同条第四項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の措置が講じられたときは、当該措置の内容について、警察本部長に（警察署長にあっては、取調べ監督業務担当課の長を経由して警察本部長に）報告しなければならない。

#### 第十条（調査）

警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（以下「取調べ調査官」という。）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。

##### ２

取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ警察官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。

##### ３

取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書（別記様式）を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。

#### 第十一条（監督実施状況の報告）

警視総監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、方面本部長は方面公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

## 第三章　雑則

#### 第十二条（指導等）

警察庁長官（以下「長官」という。）は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に関し、実地にその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

###### 一

第四条から第十一条までに規定する事項の実施状況に関すること。

###### 二

被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

##### ２

前項の規定による点検は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

##### ３

第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

##### ４

前三項に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。

#### 第十三条（国家公安委員会への報告）

長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、この規則の施行状況を報告しなければならない。

#### 第十四条（皇宮護衛官への準用）

第二条から第五条まで及び第二章の規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。

# 附　則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月二六日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。